



和光市若年がん患者 ターミナルケア在宅療養生活支援事業

若年の末期がん患者の方が住み慣れた自宅で、自分らしく安心して過ごせるように、在宅サービス利用料を一部助成します。

対象者

以下の要件の全てに該当する人



- (1) 18歳以上40歳未満の和光市民の方
※小児慢性特定疾病医療給付制度の対象者を除く
- (2) 末期がん患者(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)
- (3) 他の制度において同等の補助又は給付を受けることができない方
- (4) 在宅療養の支援や介護が必要な方



対象サービス

- 訪問介護(身体介護・生活援助・通院等乗降介助)
- 訪問入浴介護
- 福祉用具貸与(車いす・特殊寝台・床ずれ防止用具・手すり・歩行器など)
- 福祉用具購入(腰掛便座・入浴補助用具・簡易浴槽など)
- 申請に必要な意見書作成料(1人1回のみ)
- サービス導入のためのケアプラン作成料(1人1回のみ)



補助金額

●の対象サービス利用・購入費の9割
(1円未満切り捨て、上限額は以下のとおり)

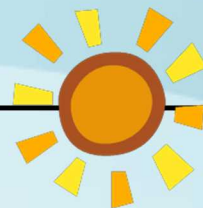
- 訪問介護●訪問入浴介護●福祉用具貸与を合わせて 月額72,000円 (利用上限80,000円/月)
- 福祉用具購入 1人あたり90,000円 (利用上限100,000円)
- 申請に必要な意見書作成料(1人1回のみ) 上限額 4,000円
- ケアプラン作成料(1人1回のみ) 上限額 10,000円

※ まず、利用者がサービス利用料等の全額を事業者等に支払い、その後、市が利用者へ補助金を支払います。

※ 生活保護世帯の場合は、利用上限額が補助上限額となります。



★ご利用(補助)の流れ★



1. 利用申請

以下を健康増進センターに提出してください(郵送可)。

①和光市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業利用申請書(様式第2号)

②和光市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業意見書(様式第1号)

※意見書は主治医に作成を依頼してください。

※意見書作成料を請求する場合は、和光市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付申請兼請求書(様式第7号)に領収書(原本)を添えて提出ください。

※この他、申請者と利用者の本人確認書類をご提示いただきます。

2. 利用決定(または却下)の通知

申請内容を審査し、市から利用決定(却下)通知書を郵送します。

3. サービスの利用

サービス提供事業者と契約し、サービスの利用を開始してください。

4. サービス利用料の支払い

サービス提供事業者から請求された金額の全額を支払い、領収書・明細書(サービスの内容、利用回数、金額等が記載されたもの)を必ず発行してもらってください。

5. 補助金の請求

以下を健康増進センターに提出してください(郵送可)。

①和光市若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援事業補助金交付申請兼請求書(様式第7号)

②サービス提供事業者が発行する領収書

③サービスの内容、利用回数、金額等記載された明細書

④ケアプラン作成をケアマネージャーに依頼した場合は、ケアプランの写し

6. 補助金の交付

請求内容を審査し、市から補助金交付通知書(決定及び確定・却下)を郵送します。

補助金は、指定された口座に振り込みます。(補助金振込まで1か月程度かかります。)

●記入する書式は、和光市健康増進センターで配布しています。また、市ホームページからダウンロードすることができます。(和光市HP「若年がん」で検索してください。)

お問合せ・申込先

和光市健康増進センター

住所: 351-0106 和光市広沢1-5-51

電話: 048-424-9128

mail: d0401@city.wako.lg.jp

